

議題（６）－２ 介護給付の適正化について

資料 6－2

取組	①要介護認定の適正化
内容	適切かつ公平な要介護認定のため、原則、市職員が認定調査を行うとともに、すべての調査結果の内容を市職員が点検する。
	R4年度
実績	認定調査結果に対する点検割合 100%
評価	計画通り実施
現状及び今後の課題	引き続き100%の実施率を目標に取り組む。また、eラーニングシステムにおける全国テストを受講させ、調査員の質の向上を図っていく。

取組	②ケアプランの点検
内容	居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、利用者の自立支援に資するよう適切に作成されているかなどの項目を点検し、介護支援専門員への指導や助言を行う。
	R4年度
実績	・点検数 67件 ・ケアマネ研修 8月、2月に実施（年2回）
評価	計画通り実施
現状及び今後の課題	居宅介護支援事業所に属するすべてのケアマネジャーに対してケアプランの提出を求め、点検を実施している。利用者の自立支援に資するよう適切に作成されているかどうかに着目し、より効果的な点検の実施に努める。

取組	③住宅改修・福祉用具の点検
内容	利用者の自宅を訪問し、適切な住宅改修であるか、適切な福祉用具の利用であるかどうか現地確認する。
	R4年度
実績	【住宅改修】 施工前の点検 1回 【福祉用具】 1回（貸与3品目及び購入1品目）
評価	計画通り実施
現状及び今後の課題	住宅改修・福祉用具ともに点検を実施した。今後、点検にあたり、建築専門職及びリハビリテーション専門職が関与する体制の構築を目指す【県の努力目標】。

取組	④縦覧点検・医療情報との突合
内容	国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用して、サービス事業者からの介護給付費の請求内容の点検を行う。
	R4年度
実績	国保連への委託により、毎月分を実施
評価	計画通り実施
現状及び今後の課題	国保連から提供されるデータをもとに毎月実施している。引き続き、サービス提供の整合性、算定回数・算定日数等の点検の実施に努める。

取組	⑤介護給付費の通知
内容	介護サービスの利用者に対し、定期的にそのサービス利用状況を通知し、不正な請求の発見に努めるとともに、適切なサービスの利用を普及・啓発する。
	R4年度
実績	5月、8月、11月、2月に通知（年4回）
評価	計画通り実施
現状及び今後の課題	年間で12カ月分の通知をしている。ハガキによる通知のみでなく、より効果的な実施方法についても検討していく。

取組	⑥実地確認の実施
内容	適切な介護サービスの確保を図るため、介護サービス事業者に対し、実地確認を継続して行う。 市に指定権限のある介護サービス事業者に対しては3年に1回の周期で実施する。
	R4年度
実績	総合事業の実地確認12件 （県の運営指導に合わせて実施）
評価	計画通り実施
現状及び今後の課題	実地確認に対する事業所の負担軽減と指導内容の質を維持することの両立を考慮し実施していく。指導結果の概要を全事業所に周知する等、市内全事業所の底上げを図っていく。